生駒市条例第17号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例(平成12年3月生駒市条例第13号)の一部を次のよう に改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から 平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28,550円」を「31,200 円」に改め、同項第2号中「37,120円」を「40,560円」に改め、同 項第3号中「42,830円」を「46,800円」に改め、同項第4号中「5 1,390円」を「56,160円」に改め、同項第5号中「57,110円」 を「62,400円」に改め、同項第6号中「68,530円」を「74,88 0円」に改め、同号ア中「いう。)」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律 第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2 第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定 する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、 同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第 7号中「74,240円」を「81,120円」に改め、同号ア中「190万円 」を「200万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は 第13号イ」に改め、同項第8号中「85,660円」を「93,600円」に 改め、同号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「又は第12 号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号中「91,370

円」を「99,840円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第13号中「137,060円」を「149,760円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「125,640円」を「137,280円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「114,220円」を「124,800円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「99,940円」を「115,440円」に改め、同号イ中「第12号イ」を「第13号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 次のいずれかに該当する者 109,200円
 - ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれ にも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分に よる額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39 条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第 13号イに該当する者を除く。)

第4条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から 平成32年度まで」に、「25,690円」を「28,080円」に改める。

第28条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。